

1 板橋区の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

板橋区では、「東京都板橋区良質なマンションの管理等の推進に関する条例」（以下「条例」という。）を定めており、条例第1条に基づき、マンションの管理等に関し必要な事項を定めることにより、マンションの適切な維持管理並びに居住者等間及び地域とのコミュニティの形成の推進を図り、安心安全な住環境づくりと良質な住まいの確保を促進していく。

2 板橋区の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために板橋区が講ずる措置に関する事項

条例第13条に基づき、管理状況届出制度を実施及び運用し、区内のマンションの管理状況等の把握を行う。また、条例第4条に基づき、マンションの適切な維持管理を推進するため、必要な調査を実施し、マンション施策の実効性を向上させていく。

3 板橋区の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

条例第4条に基づき、必要な施策を実施し、条例第14条に基づき、必要な支援を行うことで、マンションの管理の適正化の促進を図る。

また、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、管理計画の認定事務を実施する。なお、必要に応じて、マンション管理適正化指針及び条例第26条に基づき、助言・指導等を行う。

4 板橋区の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（板橋区マンション管理適正化指針）に関する事項

板橋区のマンション管理適正化指針は、国のマンション管理適正化指針とともに、条例に基づき板橋区の区域内におけるマンションの管理組合がマンションの管理適正化に向けて留意が求められる事項を示すものである。また、同時に、本指針は、板橋区による管理組合の管理者等に対する必要な助言及び指導等の実施並びにマンションの管理計画認定制度における認定基準の一つであり、指針の内容は別紙に示すとおりとする。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

条例第4条に基づき、マンションの管理の適正化に資するため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講じる。

6 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。